

請求権問題の解決に関する
日本側最終提案に対する韓国側
回答(38.1.23受)

(外務省訳)

謹 啓

○ 昨年11月29日、12月18日および12月27日付と3回に
わたり御来送いただいた貴簡をありがたく拜受いたし
貴下が韓日会談の円満なる妥結のために努力をおしま
れないところに対して深甚なる敬意を表するものであり
ます。

○ 貴簡および貴簡に言及されている予備交渉より21回
会談の席上での杉首席代表の請求権問題解決の
ための金額および支払条件^基に関する提案を朴最高
会談議長をはじめとする政府内の関係官と慎重検討
した結果、同提案が大体において昨年11月12日に貴下
と私が協議した線にしたがって考慮されたものでは
ありませんが、もう少し仔細な事項を具体化させなけ
ればならぬとの結論に到達いたしました。

すなわち、清算勘定の債償償還問題、政府対政
府借款の条件、そして輸出入銀行からの借款等に関
しては、われわれが理解するところと差異があるように
考えられますので、今後予備交渉の会談の席上において

仔細に論議させるようにいたしますが、まず次のとおりわれわれの見解を披瀝いたしますので、貴下の格別なる御考慮と御尽力をいたさるようお願ひするものであります。

第一に、清算協定の債償償還に関しては、建設的な提案をしていただいたのではありますが、われわれが理解するとすれば、この償還期間を無償供与額3億ドルの支払期間と同一にさせ、毎年の提供額から均等に差し引くことが妥当であると考え、

第二に、政府対政府借款に関しては、据置期間7年付20年償還という償還条件を明白にしなければならぬと考え、

第三に、輸出入銀行の借款は、「最も有利な条件で1億ドル以上」という表現でその下限を定めなければならぬと考えます。

このほかにも、請求権の名目問題、漁業問題、法的地位問題、船舶問題、文化財問題として基本関係等の諸懸案に関しては、昨年12月21日に開催された文20回予備会談でわが方の裴省席が説明申し上げた次序であります。請求権問題が両国の相互理解と譲歩の精神でこれだけ進展をみせましたので、その他の懸案も同じ精神で折衝すれば必ずや解決の曙光がみられるものと確信しております。

新しい年には諸懸案が全部円満に解決され、両国の
国交が正常化されるよう望み、これがため両国が最善
の努力を傾注することを願つてやまないのであります。

新年を迎え、貴下の御健勝を衷心より祈るもので
あります。

西紀 1963年1月21日

金鐘 汝

大平正芳外務大臣閣下

請求権問題の解決に関する
日本側最終提案に対する韓国側
回答(38.1.23受) (金返書)

(外務省後訳)

謹啓

昨年11月27日、12月18日および12月27日付と3回に
わたり御意送いたした貴簡をありがたく拜受いたし
貴下が韓日会談の円満なる妥結のために努力をおし
まれないところに対して深甚なる敬意を表するものであり
ます。

貴簡および貴簡に言及されている予備交渉第21回
会談の席上での杉首席代表の請求権問題解決の
ための金額および支払条件^等に関する提案を朴最高
会談議長をはじめとする政府内の関係官と慎重検討
した結果、同提案が大体において、昨年11月12日に貴下
と私が協議した線にしたがって考慮されたものでは
ありましたが、もう少し仔細な事項を条件にさせね
ればならぬとの結論に到達いたしました。

すなわち、清算勘定の債劣償還問題、政府対政
府借款の条件、そして輸出入銀行からの借款等に関
しては、われわれが理解するところと差異があるように
考えられますので、今後予備交渉の会談の席上において

仔細に論議させるようにいたしますが、まず次のとおりわれわれの見解を披瀝いたしますので、貴下の格別なる御考慮と御尽力をいたさるようお願ひするものであります。

第一に、清算協定の債務償還に関しては、建設的な提議をしていただいたのではあります。われわれが理解するとすれば、この償還期間を無償貸与額3億ドルの支払期間と同一にさせ、毎年の提供額から均等に差し引くことが妥当であると考え、

第二に、政府対政府借款に関しては、据置期間7年付20年間償還という償還条件を明白にしなければならぬと考え、

第三に、輸出入銀行の借款は、「最も有利な条件で1億ドル以上」という表現でその下限を定めなければならぬと考えます。

このほかにも、請求権の名目問題、通商問題、法的地位問題、船舶問題、文化財問題 として基本関係等の諸懸案に関しては、昨年12月21日に開催された第20回予備会談でわが方の裴首席が説明申し上げた次序であります。請求権問題が両国の相互理解と譲歩の精神でこれだけ進展をみせましたので、その他の懸案も同じ精神で折衝すれば必ずや解決の曙光がみられるものと確信しております。

新しい年には諸懸案が全部円満に解決され、両国の
国交が正常化されるよう望み、これのため両国が最善
の努力を傾注することを願って言ふのであります。

新年を迎え、貴下の御健康を衷心より祈るもので
あります。

西紀 1963年1月21日

金鐘 汝

大平正芳外相大臣閣下

請求権問題の解決に関する
日本側最終提案に対する韓国側
回答(38.1.23受)

(外務省伝訳)

謹 啓

昨年11月29日、12月18日および12月27日付と3回
わたり御来送いただいた貴簡をありがたく拜受いたし
貴下が韓日会談の円満なる妥結のために努力をおしま
れたいところに対して深甚なる敬意を表するものであり
ます。

貴簡および貴簡に言及されている予備交渉より21回
会談の席上での杉首席代表の請求権問題解決の
ための金額および支払条件に関する提案を朴最高
会談議長をはじめとする政府内の関係官と慎重検討
した結果、同提案が大体において昨年11月12日に貴下
と私が協議した線にしたがって考慮されたものでは
ありましたが、もう少し仔細な事項を具体化させなけ
ればならぬとの結論に到達いたしました。

すなわち、清算勘定の債償償還問題、政府対政
府借款の条件、そして輸出入銀行からの借款等に関
しては、われわれが理解するところと差異があるように
考えられますので、今後予備交渉の会談の席上において

仔細に論議させるようにいたしますが、まず次のとおり
われわれの見解を披瀝いたしますので、貴下の格別
なる御考慮と御尽力をいただけるようお願いするもの
であります。

第一に、清算協定の債務償還に関しては、建設的な
提案をしていただいたのはありますが、われわれが
理解するとわでは、この償還期間を無償供与額3億
ドルの支払期間と同一にさせ、毎年の提供額から均等に
差し引くことが妥当であると考え、

第二に、政府対政府借款に関しては、据置期間
7年付20年間償還という償還条件を明白にしなければ
ならないと考え、

第三に、輸出入銀行の借款は、「最も有利な条件で
1億ドル以上」という表現でその下限を定めなければ
ならないと考えます。

このほかにも、請求権の名称問題、漁業問題、法域
地位問題、船舶問題、文化財問題として基本関係
協定の諸懸案に関しては、昨年12月21日に開催
された第20回予備会談でわが方の裴首席が説明
申し上げた次序であります。請求権問題が両国
の相互理解と譲歩の精神でこれだけ進展をみせ
ましたので、その他の懸案も同じ精神で折衝すれば
必ずや解決の曙光がみられるものと確信しております。

新しい年には諸懸案が全部円満に解決され、両国の
国交が正常化されるよう望み、これのため両国が最善
の努力を傾注することを願つてやまないのであります。

新年を迎え、貴下の御健勝を衷心より祈るもので
あります。

西紀 1963年1月21日

金鐘 謹

大平正芳外務大臣閣下